

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 第36次改訂版

【正誤表 その2】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。該当箇所をご確認ください。

該当箇所：例示基準「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」

訂正箇所	正	誤
別添 液化石油ガス の保安の確保 及び取引の適 正化に関する 法律施行規則 の例示基準 P.122	9. 充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに 充てん容器等の流出を防止する措置 規則関係条項 第16条第9号、第18条第1号ニ、第44条第2号イ(4)・ロ(1)、 第53条第1号リ 充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置 <u>並びに充てん容器等に講ずべき流出の防止する措置は、次に定めるところによるもの</u> とする。 (1)、(2) [略]	9. 充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに 充てん容器等の流出を防止する措置 規則関係条項 第16条第9号、第18条第1号ニ、第44条第2号イ(4)・ロ(1)、 第53条第1号リ 充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置 <u>は、次に定めるところによるものとする。</u> (1)、(2) [略]
傍線(____)を付した部分が訂正箇所。		